

奈良県告示第三百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年一月七日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
なかにし歯科医院	生駒郡斑鳩町法隆寺二丁目九―八	令和元年十月十五日
医療法人ひのうえ会樋上病院	橿原市葛本町七〇一番地	令和元年十月三十一日